

令和8年熊本地震に関する緊急要望

7月28日、マグニチュード7.1、最大震度7を記録した「令和8年熊本地震」は、広範囲にわたり甚大な被害をもたらし、多くの尊い命が失われるとともに、住民生活や経済活動に重大な影響を及ぼしている。

発生から1週間が経過した今もなお大きな余震が続く中、道路の損壊、断水の長期化と相まって、酷暑による熱中症の危険性が高まっており、被災者は厳しい生活を強いられている。

また、昨年8月6日からの大雨による被害から復旧途上であった町村は、度重なる災害によって特に深刻な状況に陥っている。

今後、被災地では復旧に全力で取り組むこととなるが、町村は財政基盤が脆弱である上、人員にも限りがあることから、国による支援が不可欠となっている。

よって、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 「令和8年熊本地震」を早期に激甚災害に指定すること。
- 2 被災町村に対する人的・財政的支援を強化するとともに、特別交付税等の十分な財政措置を講じること。
- 3 被災地の状況を迅速かつ正確に把握するため、被災地との連携を一層強化するとともに、SNS等における虚偽情報対策を含めた適切な措置を講じること。
- 4 酷暑の中、断水が長期化していることに加え、避難所の確保や環境整備が円滑に進んでおらず、多くの被災者が車中泊を余儀なくされるなど、熱中症や災害関連死の危険性が高まっていることから、あらゆる事態を想定し、被災町村への支援を強化すること。
- 5 道路・橋梁等の公共土木施設、農林水産業施設、学校教育施設、社会福祉施設等の早期復旧のため、十分な財政措置をはじめとしたあらゆる支援策を講じること。
- 6 食料品、飲料、乳児用液体ミルク、おむつ、衛生用品等の生活必需物資等の供給を強化するとともに、生活資金の手当等の支援を充実させること。
- 7 医師や看護師等を迅速に確保するとともに、高齢者、障がい者、子ども、妊産婦等に対する心のケアを含めた支援に、万全を期すること。
- 8 被災した建築物等のがれきをはじめとする災害廃棄物の早期処理のため、それらに係る撤去等の経費に対し、特別な財政措置を講じること。

令和8年8月4日

全国町村議会議長会

会 長 中 本 正 廣